

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第一条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(農林水産事務所長への委任) 第十三条 (略) 一―三十一 (略) 三十二 (略)</p> <p>(一) 第五条第一項、第六条第一項、第八条第一項又は第九条第一項の規定による処理計画の届出の受付</p> <p>(二) 第七条第一項又は第二項の規定による計画の変更の届出の受付(第八条第二項又は第九条第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>(三) 第十条の規定による発注者への通知</p> <p>(四) 第十一条第一項の規定による届出者への勧告</p> <p>(五) 第十二条の規定による土砂の搬出の完了又は廃止の届出の受付</p> | <p>(農林水産事務所長への委任) 第十三条 (略) 一―三十一 (略) 三十二 (略)</p> <p>(一) 第八条第一項、第九条第一項、第十一条第一項又は第十二条第一項の規定による処理計画の届出の受付</p> <p>(二) 第十条第一項又は第二項の規定による計画の変更の届出の受付(第十一条第二項又は第十二条第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>(三) 第十三条の規定による発注者への通知</p> <p>(四) 第十四条第一項の規定による届出者への勧告</p> <p>(五) 第十五条の規定による土砂の搬出の完了又は廃止の届出の受付</p> <p>(六) 第十六条の規定による土砂埋立行為の許可(土砂埋立区域の面積が五ヘクタール未満であるものに限る。)及び当該許可に係る第二十一条の規定による条件の設定</p> <p>(七) 第十六条第七号の規定による届出の受付</p> <p>(八) 第十九条第三項の規定による関係市町長の意見の聴取</p> <p>(九) 第二十条第一項の規定による土砂埋立行為の変更の許可(変更後の土砂埋立区域の面積が五ヘクタール未満であるものに限る。)</p> <p>(十) 第二十条第五項の規定による土砂埋立行為の変更の届出の受付(知事が許可したものに係るものを除く。)</p> <p>(十一) 第二十四条の規定による土砂埋立行為の着手の届出の受付</p> <p>(十二) 第二十六条の規定による土砂埋立行為の状況報告の受付</p> <p>(十三) 第二十七条第一項の規定による土砂埋</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(六) 第十三条の規定による報告の徴収</p> <p>(七) 第十四条第一項の規定による立入検査</p> <p>三十三―七十 (略)</p> | <p>立行為の完了の届出の受付</p> <p>(四) 第二十七条第二項の規定による完了時の確認及び同条第三項の規定による措置命令(第二十八条において準用する場合を含む。)</p> <p>(五) 第二十八条の規定による土砂埋立行為の廃止の届出の受付(知事が許可したものに係るものを除く。)</p> <p>(六) 第二十九条第二項の規定による地位の承継の届出の受付(知事が許可したものに係るものを除く。)</p> <p>(七) 第三十条第一項の規定による土砂埋立行為の譲受けの許可(知事が許可したものに係るものを除く。)</p> <p>(八) 第三十一条第一項又は第二項の規定による措置等の命令</p> <p>(九) 第三十二条第一項又は第二項の規定による許可の取消し(知事が許可したものに係るものを除く。)及び同条第三項の規定による土砂の除却その他必要な措置の命令</p> <p>(十) 第三十三条第五項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の準備のための立入調査等及び同条第六項の規定による土砂搬入禁止区域の明示措置</p> <p>(十一) 第三十六条の規定による報告の徴収</p> <p>(十二) 第三十七条第一項の規定による立入検査</p> <p>(十三) 第四十一条の規定による土地の所有者等に対する指導又は助言</p> <p>三十三―七十 (略)</p> |
|---|---|

(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第二条 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年広島県規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 改正後 | | 改正前 | |
| (市町が処理する事務の範囲) 第二条 (略) | | (市町が処理する事務の範囲) 第二条 (略) | |
| <p>五の三 特 例条例第 二条の表 の第三十 三号の三 (3)に規定 する広島 県土砂の</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> | <p>五の三 特 例条例第 二条の表 の第三十 三号の三 (3)に規定 する広島 県土砂の</p> | <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規則第十五条第二十一号の規定による土砂埋立行為が公益事業に準じる事業の実施に係るものである旨の確認(土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。)</p> |

| | | | |
|--|--|--|-----|
| 適正処理に関する条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | 広島県地方機関の長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則（令和七年広島県規則第四十九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号。以下この号において「旧規則」という。）に基づく事務のうち、旧規則第十五条第二十一号の規定による土砂埋立行為が公益事業に準じる事業の実施に係るものである旨の確認（土砂埋立区域が二以上の市町の区域にわたるものを除く。） | 適正処理に関する条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | |
|--|---|
| 改正後 | 改正前 |
| <p>第四条 (土砂の搬出の届出) 条例第五十一条及び第八十一条の</p> | <p>第四条 (土砂の搬出の届出) 条例第八十一条及び第十一条第一項</p> |

規定による届出は、別記様式第一号による土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない土砂の搬出)

第五条 条例第五号第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(処理計画に記載する事項)

第六条 条例第五号第二項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

(土砂の搬出の届出の添付書類及び図面)

第七条 条例第五号第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(一時たい積した土砂の搬出の届出)

第八条 条例第六号第一項及び第九号第一項の規定による届出は、別記様式第二号による一時たい積土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない一時たい積した土砂の搬出)

第九条 条例第六号第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(一時たい積行為に係る土砂搬出計画に記載する事項)

第十条 条例第六号第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

(一時たい積行為に係る土砂搬出届出書の添付書類及び図面)

第十一条 条例第六号第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(変更の届出等)

第十二条 条例第七号第一項(同条第二項、第八号第二項及び第九号第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第三号による処理計画変更届出書により行うものとする。

2 条例第七号第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第五号第二項第五号に規定する土砂の数量の二十パーセント(二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル)以内の増加又は減少

の規定による届出は、別記様式第一号による土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない土砂の搬出)

第五条 条例第八号第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(処理計画に記載する事項)

第六条 条例第八号第二項第十号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

(土砂の搬出の届出の添付書類及び図面)

第七条 条例第八号第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(一時たい積した土砂の搬出の届出)

第八条 条例第九号第一項及び第十二号第一項の規定による届出は、別記様式第二号による一時たい積土砂処理計画届出書により行うものとする。

(届出を要しない一時たい積した土砂の搬出)

第九条 条例第九号第一項第五号の規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(一時たい積行為に係る土砂搬出計画に記載する事項)

第十条 条例第九号第二項第五号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・五 (略)

(一時たい積行為に係る土砂搬出届出書の添付書類及び図面)

第十一条 条例第九号第三項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

一・三 (略)

(変更の届出等)

第十二条 条例第十号第一項(同条第二項、第十一号第二項及び第十二号第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第三号による処理計画変更届出書により行うものとする。

2 条例第十号第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第八号第二項第五号に規定する土砂の数量の二十パーセント(二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル)以内の増加又は減少

- 二 条例第五条第二項第七号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは減少又は条例第六条第二項第三号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは同号に規定する土砂の数量の合計の減少
- 三 条例第五条第二項第八号に規定する搬出する期間の三月以内の延長
- 四・五 (略)

(土砂の搬出に係る公表)

第十三条 条例第十一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一―三 (略)

2 条例第十一項第二項の規定による公表は、広島県報（以下「県報」という。）に記載するほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法によるものとする。

(完了等の届出)

第十四条 条例第十二条の規定による届出は、別記様式第四号による土砂搬出完了（廃止）届出書により行うものとする。

- 二 条例第八条第二項第七号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは減少又は条例第九条第二項第三号に規定する土砂の数量の合計の二十パーセント（二十パーセントに相当する数量が五百立方メートルを超える場合は、五百立方メートル）以内の増加若しくは同号に規定する土砂の数量の合計の減少
- 三 条例第八条第二項第八号に規定する搬出する期間の三月以内の延長
- 四・五 (略)

(土砂の搬出に係る公表)

第十三条 条例第十四項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一―三 (略)

2 条例第十四項第二項の規定による公表は、広島県報（以下「県報」という。）に記載するほか、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法によるものとする。

(完了等の届出)

第十四条 条例第十五条の規定による届出は、別記様式第四号による土砂搬出完了（廃止）届出書により行うものとする。

(公益事業)

第十五条 条例第十六条第三号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げる事業の実施に係るものとする。

- 一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）による砂防設備又は同法が準用される治水上砂防のための施設に関する事業
- 二 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業の用に供する施設に関する事業
- 三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業又はこれと一体的に行われる農村生活環境整備事業
- 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般自動車道又は専用自動車道（同法に規定する一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）に関する事業
- 五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）による保安施設事業
- 六 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路に関する事業（道路管理者が行うものに限る。）
- 七 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）による都市公園に関する事業（公園管理者が行うものに限る。）

- 八 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）による海岸保全施設に関する事業（海岸管理者が行うものに限る。）
- 九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業又は広島県立自然公園条例（昭和三十四年広島県条例第四十一号）による公園事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- 十 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）による水道事業又は同法による水道用水供給事業の用に供する水道施設に関する事業
- 十一 地すべり等防止法（昭和三十二年法律第三十号）による地すべり防止施設に関する事業（主務大臣又は知事が行うものに限る。）
- 十二 下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道又は都市下水道の用に供する施設に関する事業（公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水道管理者が行うものに限る。）
- 十三 工業用水道事業法（昭和三十二年法律第八十四号）による工業用水道施設に関する事業
- 十四 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（同法が準用される場合を含む。）による河川管理施設に関する事業（河川管理者が行うものに限る。）
- 十五 都市計画法（昭和三十九年法律第百号）による都市計画事業
- 十六 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十九年法律第五十七号）による急傾斜地崩壊防止施設に関する事業（国又は地方公共団体が行うものに限る。）
- 十七 石油パイプライン事業法（昭和三十九年法律第百五号）による石油パイプライン事業の用に供する施設に関する事業
- 十八 鉄道事業法（昭和三十九年法律第九十二号）による鉄道事業又は同法による索道事業で、一般の需要に応じるものの用に供する施設に関する事業
- 十九 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- 二十 地方公共団体又は農業若しくは林業を営む者が組織する団体が行う農業構造又は林業構造の改善に関し必要な事業（農道、林道、用水路、排水路、かんがい用又は災害防止用のため池、農業集落排水施設その他の施設に関する事業に限る。）
- 二十一 前各号に掲げる事業に準じるものとして知事の確認を受けた事業

（法令等の許可等）

- 第十六条 条例第十六条第八号の規則で定める法令等の許可等は、次に掲げるものとする。
- 一 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による認可
 - 二 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定による認可
 - 三 森林法第十条の二第二項又は第三十四条第二項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可
 - 四 道路法第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の規定による許可、同法第二十四条の規定による道路に関する工事の承認又は同法第三十五条の規定による同意
 - 五 都市公園法第五條第一項若しくは第六條第一項（同法第三十三條第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又は同法第九條の規定による協議の成立
 - 六 海岸法第八條第一項若しくは第三十七條の五の規定による許可、同法第十條第二項の規定による協議の成立又は同法第十三條第一項の規定による承認
 - 七 自然公園法第十條第三項若しくは第十六條第三項又は広島県立自然公園条例第八條第三項の規定による認可
 - 八 地すべり等防止法第十一条第一項の規定による承認、同法第十八條第一項の規定による許可又は同法第十一条第二項若しくは第二十条第二項の規定による協議の成立
 - 九 下水道法第十六條（同法第二十五条の十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による承認
 - 十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八條第一項本文の規定による許可又は同法第十一条の規定による協議の成立
 - 十一 河川法第二十条の規定による承認、同法第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の規定による許可又は同法第九十五条の規定による協議の成立
 - 十二 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六條の規定による認可
 - 十三 都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十三条第一項若しくは第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は同法第三十四条の二第一項（同法第二十五条の二第四項において準用する場合を含む。）

- (若しくは第四十三条第三項の規定による協議の成立)
- 十四 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項の規定による許可
- 十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項若しくは第十五条第一項の規定による許可(最終処分場に係る許可)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第九十五号)附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により許可を受けたものとみなされる場合を含む。)(に限る。)(又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三第一項(同法第九条の三の二第二項の規定により適用する場合を含む。)(の規定による届出(最終処分場に係る届出に限る。))
- 十六 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十四条第一項の規定による許可
- 十七 鉄道事業法第八条第一項又は第十二条第一項の規定による認可(前条第十八号に該当するものを除く。)
- 十八 広島県砂防指定地管理条例(平成十四年広島県条例第四十七号)第三条第一項若しくは第四条第一項の規定による許可又は同条例第六条の規定による協議の成立
- 2) 条例第十六条第八号の規定による届出は、別記様式第五号による法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為届出書により行うものとする。

(許可を要しない土砂埋立行為)

- 第十七条 条例第十六条第九号の規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。
- 一 運動場の砂利敷その他の通常の管理行為として行う土砂埋立行為
- 二 土質改良プラントその他の施設で化学的に性質を改良した土砂のみによる土砂埋立行為
- 三 土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によつて生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未満の土砂埋立行為
- 四 建築工事及びこれに附帯する工事で地盤を掘削し埋め戻す場合において、掘削する前の地盤面の最も低い地点と埋戻しによつて生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が一メートル未満の土砂埋立行為

(許可申請書)

- 第十八条 条例第十七条第一項の規定による申請は、別記様式第六号による土砂埋立行為許可申請書により行うものとする。
- 2) 条例第十七条第二項の規定による申請は、別記様式第七号による土砂埋立行為(一時た

い積行為) 許可申請書により行うものとする。

(許可申請書の添付書類及び図面)

- 第十九条 条例第十七条第一項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
- 一 申請者が個人の場合は、申請者の住民票の写し
 - 二 申請者が法人の場合は、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員住民票の写し
 - 三 申請者が法人の場合であつて、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - 四 申請者に第二十二条に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し
 - 五 申請者が条例第十九条第一項第一号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員の住民票の写し)
 - 六 申請者が条例第十九条第一項第一号イから又までに該当しないことを誓約する書面
 - 七 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - 八 土砂埋立行為の完了時の土砂の数量を計算した書面
 - 九 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
 - 十 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面
 - 十一 調整池を設置する場合には、調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
 - 十二 沈砂池の容量を算定した書面
 - 十三 土砂埋立行為の施行の工程を明らかにした書面
 - 十四 土砂埋立区域の求積表
 - 十五 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況に関する書面
 - 十六 土砂埋立行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書面
 - 十七 位置図及び周辺の見取図
 - 十八 土砂埋立行為の完了時の平面図
 - 十九 土砂埋立行為の完了時の断面図(縦断面図及び横断面図)
 - 二十 排水施設の平面図(排水系統図及び排水区割図)

- 二十一 排水施設の構造図
 - 二十二 擁壁の構造図
 - 二十三 土砂の崩落等の発生を防止する施設の構造図
 - 二十四 土砂埋立区域の測量図
 - 二十五 土砂埋立区域の求積図（面積計算図）
 - 二十六 土砂埋立区域の現況地番図
 - 二十七 土砂埋立区域の流域現況図
 - 二十八 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 2| 条例第十七条第二項の規則で定める書類及び図面は、前項第一号から第七号までに掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。
- 一 位置図及び周辺の見取図
 - 二 土砂埋立区域の求積表
 - 三 土砂埋立行為に係る法令等の許可等の状況に関する書面
 - 四 土砂のたい積が最大となった場合の一時たい積事業場の平面図
 - 五 土砂のたい積が最大となった場合の一時たい積事業場の断面図
 - 六 排水施設の平面図
 - 七 排水施設の構造図
 - 八 土砂埋立区域の求積図（面積計算図）
 - 九 その他知事が必要と認める書類及び図面

（許可申請書に記載する事項）

第二十條 条例第十七条第一項第八号及び第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域の土地の登記簿の地目及び現況による地目
- 二 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該法令等の名称及び許可等の処分の状況
- 三 現場管理責任者の氏名
- 四 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人の場合にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- 五 その他知事が必要と認める事項

（土地所有者等の同意）

第二十一條 条例第十八条第一項（条例第二十条第四項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）の同意は、別記様式第八号による土砂埋立区域内土地使用同意書により得るものとする。

2| 条例第十八条第二項（条例第二十条第四項及び第三十条第一項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）に規定する土砂埋立行為の妨げとなる権利は、次に掲げるものとする。

- 一 地上権

- 二 永小作権
- 三 質権
- 四 賃借権

3 条例第十八条第二項の同意は、別記様式第九号による土砂埋立区域内施工同意書により得るものとする。

(条例第十九条第一項第一号イの規則で定める者)

第二十一条の二 条例第十九条第一項第一号イの規則で定める者は、精神の機能の障害により、土砂埋立行為を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(使用人)

第二十二条 条例第十九条第一項第一号ホ、リ及びヌの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店(商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所)
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立行為に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(一般的基準)

第二十三条 条例第十九条第一項第四号の規則で定める土砂埋立行為に係る一般的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立行為に係る事業計画の内容が具体的かつ実現可能なものであり、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る土砂埋立行為に着手することが明らかであること。
- 二 土砂埋立行為が法令等の許可等を受ける必要がある場合は、当該許可等を受けているか、又は土砂埋立行為着手前に受けることが確実であること。
- 三 申請者に土砂埋立行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。
- 四 土砂埋立行為の用に供する土地の面積が、当該土砂埋立行為の目的実現のため必要最小限の面積であること(法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを考慮して決められたものであること。)
が明らかであること。
- 五 土砂埋立行為の事業計画が大規模であり、長期にわたるものの一部份についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 六 土砂埋立行為に供するため森林を一時的に利用する場合は、利用後における森林の原状回復等の事後措置が適切に行われること。

とが明らかであること。

(構造上の基準)

- 第二十四条 条例第十九条第一項第五号の規則で定める構造上の基準は、別表第一から別表第五までに掲げるとおりとする。
- 2| 前項の構造上の基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

(変更の許可申請等)

- 第二十五条 条例第二十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一| 条例第十七条第一項第一号に掲げる事項の変更
- 二| 条例第十七条第一項第五号に規定する土砂埋立行為の完了時の土砂の数量(土砂のたい積の構造を変更しないものに限り。)
- 三| 条例第十七条第二項第二号に規定する最大たい積時の土砂の数量(土砂のたい積の構造を変更しないものに限り。)
- 四| 第二十条第三号及び第四号に掲げる事項
- 五| その他知事が特に軽微と認める変更
- 2| 条例第二十条第三項の規定による申請は、別記様式第十号による土砂埋立行為変更許可申請書により行うものとする。
- 3| 条例第二十条第三項の規則で定める書類及び図面は、第十九条第一項各号又は第二項各号に掲げるもののうち、当該変更に係るものとする。
- 4| 条例第二十条第三項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一| 条例第十六条の規定による許可の許可年月日及び許可番号
- 二| 土砂埋立区域の所在
- 三| その他知事が必要と認める事項
- 5| 条例第二十条第五項の規定による届出は、別記様式第十一号による土砂埋立行為変更届出書により行うものとする。
- 6| 条例第二十条第五項の規定による届出が、第二十条第四号の法定代理人の変更に係るものである場合は、前項の土砂埋立行為変更届出書に変更後の法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合にあつては、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書並びに条例第十九条第一項第一号ホに規定する役員の住民票の写し)を添付するものとする。
- (関係者への周知の方法)
- 第二十六条 条例第二十二条の規則で定める方法は、土砂埋立区域周辺の住宅配置の状況等を勘案し、次に掲げる方法のうち適切なもの又はそれらを組み合わせたものとする。
- 一| 日時及び場所をあらかじめ指定して行う

説明会

- 二 戸別訪問による説明
- 三 土砂埋立行為の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板等公衆の見やすい場所への掲示又は回覧
- 四 その他土砂埋立行為の概要を周知するための適切な方法

(標識に記載する事項等)

- 第二十七条 条例第二十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 許可事業者の住所又は事務所の所在地並びに連絡先
 - 二 条例第十六条の規定による許可の許可年月日及び許可番号
 - 三 土砂埋立区域の所在及び面積
 - 四 土砂埋立行為を行う期間
 - 五 現場管理責任者の氏名
 - 六 土砂埋立行為に係る工事を請け負った者(請負工事の下請負人を含む。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2] 条例第二十三条第一項に規定する標識は、別記様式第十二号によるものとする。

(着手届)

- 第二十八条 条例第二十四条の規定による届出は、別記様式第十三号による土砂埋立行為着手届出書により行うものとする。

(関係書類の閲覧)

- 第二十九条 条例第二十五条の規定による閲覧は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 閲覧させる場所及び時間をあらかじめ定めること。
 - 二 閲覧の求めがあつた場合にあつては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。
 - 2] 条例第二十五条の規則で定める書類及び図面の写しは、条例の規定により知事に提出された書類及び図面のうち、第十九条第一項第十六号の書面並びに個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第一項に規定する個人情報に関する書類及び図面以外のものの写しとする。

(定期的な報告)

- 第三十条 条例第二十六条の規定による報告は別記様式第十四号による土砂埋立行為状況報告書により行うものとする。
- 2] 条例第二十六条の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
 - 一 報告に係る期間の末日前一週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
 - 二 その他知事が必要と認める書類及び図面
 - 3] 条例第二十六条第七号の規則で定める事項

- は、次に掲げるものとする。
- 一 報告に係る期間中の最大たい積時の土砂の数量及び土地の形状
 - 二 報告に係る期間までに搬入された土砂の数量の累計
 - 三 その他知事が必要と認める事項

(完了等の届出)

第三十一条 条例第二十七条第一項（条例第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十五号による土砂埋立行為完了（廃止）届出書により行うものとし、土砂埋立行為が条例第十七条第二項の一時たい積行為である場合を除き、出来形図を添えるものとする。

(地位の承継の届出)

第三十二条 条例第二十九条第二項の規定による知事への届出は、別記様式第十六号による土砂埋立行為承継届出書により行うものとする。

2 条例第二十九条第二項の規定による土地の所有者及び土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者への通知は、別記様式第十七号による土砂埋立行為承継通知書により行うものとする。

(譲受けの許可の申請)

第三十三条 条例第三十条第二項の規定による申請は、別記様式第十八号による土砂埋立行為譲受け許可申請書により行うものとする。

2 条例第三十条第二項の規則で定める書類及び図面は、第十九条第一項第一号から第六号までに掲げる書類のほか、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域の位置図及び周辺の見取図
 - 二 当該土砂埋立行為の譲受けにより新たに法令等の許可等を受ける必要がある場合は、その処分の状況に関する書面
 - 三 その他知事が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第三十条第二項第四号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号
 - 二 譲り受けようとする土砂埋立行為の許可の期間
 - 三 土砂埋立区域の所在
 - 四 譲受け後の現場管理責任者の氏名
 - 五 譲受けの理由

(土砂埋立行為に係る公表)

第三十四条 条例第三十一条第三項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 条例第三十一条第三項各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては、その代表者の氏名

二 違反の事実

三 その他知事が必要と認める事項

2| 条例第三十一条第三項の規定による公表は、
| 県報に登載するほか、日刊新聞紙への掲載そ
| の他の知事が適当と認める方法により行うも
| のとする。

(土砂搬入禁止区域の指定等)

第三十五条 条例第三十三条第三項の規定によ

る公示は、次に掲げる事項を県報に登載する
| ほか、県庁及び当該土砂搬入禁止区域を管轄
| する農林水産事務所（当該土砂搬入禁止区域
| が農林水産事務所の事業所の担当区域内であ
| る場合には、当該事業所）の掲示場に掲示し
| て行うものとする。

一 土砂搬入禁止区域の所在及び面積

二 土砂搬入禁止区域の指定の期間

三 土砂搬入禁止区域の指定の理由

四 土砂搬入禁止区域を示す図面

五 その他知事が必要と認める事項

2| 条例第三十三条第八項の規定による周知は、
| 公衆の見やすい場所への掲示、印刷物の配布
| 日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認
| める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第三十六条 条例第三十三条第七項の身分を示
す証明書は、別記様式第十九号のとおりとす
る。

(土砂搬入禁止区域に係る公表)

第三十七条 条例第三十四条第二項の規則で定

める事項は、次に掲げるものとする。

一 条例第三十四条第一項の規定に違反して

土砂を搬入した者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 違反の事実

三 その他知事が必要と認める事項

2| 条例第三十四条第二項の規定による公表は、
| 県報に登載するほか、日刊新聞紙への掲載そ
| の他の知事が適当と認める方法により行うも
| のとする。

(土砂搬入禁止区域解除の公示)

第三十八条 条例第三十五条第二項において準
用する条例第三十三条第三項の公示は、次に
掲げる事項を県報に登載するほか、県庁及び
当該土砂搬入禁止区域を管轄する農林水産事
務所（当該土砂搬入禁止区域が農林水産事務
所の事業所の担当区域内である場合には、当
該事業所）の掲示場に掲示して行うものとす
る。

一 解除した土砂搬入禁止区域の所在、区域
及び面積

- 二 土砂搬入禁止区域の解除の年月日
- 三 土砂搬入禁止区域の解除の理由
- 四 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

(現場管理責任者の職務)

第三十九条 条例第三十九条第一項の規則で定める職務は、次に掲げるものとする。

- 一 土砂埋立区域において、土砂埋立行為に使用される土砂の数量及び搬入元を確認し、そのことについて記録すること。
- 二 土砂の崩落等の発生を防止するために土砂埋立行為を管理すること。

(条例の適用除外の公示)

第四十条 条例第四十二条第二項の規定による公示は、次に掲げる事項を具報に登載するほか、県庁及び当該市町の区域を管轄する農林水産事務所(当該市町の区域が農林水産事務所の事業所の担当区域内である場合には、当該事業所)の掲示場に掲示して行うものとする。

- 一 条例の適用を除外する市町の名称
- 二 条例の適用を除外する年月日
- 三 条例の適用を除外する事項

(申請書等の提出部数)

第四十一条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書、届出書その他の書類及び図面の部数は、正本一通及び副本二通(条例第八十一条第一項、第十条第一項(第十一条第二項において準用する場合を含む。))又は第十一条第一項の届出であって、これらの届出に係る建設工事に発注者がいる場合の届出書に係るもの及び条例第十七条第一項若しくは第二項又は第二十条第三項の申請書に係るものにあつては、正本一通及び副本三通)とする。ただし、当該書類及び図面の処理に係る権限が農林水産事務所の長に委任されている場合の部数は、それぞれ副本一通を減じた部数とする。

(届出書等の提出部数)

第十五条 条例及びこの規則の規定により提出する届出書その他の書類及び図面の部数は、正本一通及び副本二通(条例第五条第一項、第七条第一項(第八条第二項において準用する場合を含む。))又は第八条第一項の届出であつて、これらの届出に係る建設工事に発注者がいる場合の届出書に係るものにあつては、正本一通及び副本三通)とする。ただし、当該書類及び図面の処理に係る権限が農林水産事務所の長に委任されている場合の部数は、それぞれ副本一通を減じた部数とする。

別表第一から別表第五までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第4条関係）

(表面)
土砂処理計画届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例 第5条第1項
第8条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

(裏面) (略)
注 (略)

改正前

別記様式第1号（第4条関係）

(表面)
土砂処理計画届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例 第8条第1項
第11条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

(裏面) (略)
注 (略)

様式第2号（第8条関係）

(表面)
一時たい積土砂処理計画届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例 第6条第1項
第9条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

(裏面) (略)
注 (略)

様式第2号（第8条関係）

(表面)
一時たい積土砂処理計画届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例 第9条第1項
第12条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

(裏面) (略)
注 (略)

様式第3号 (第12条関係)

処理計画変更届出書

(略)

第7条第1項
第7条第2項
第8条第2項

広島県土砂の適正処理に関する条例 第9条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第4号 (第14条関係)

土砂搬出完了(廃止)届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第12条関係)

処理計画変更届出書

(略)

第10条第1項
第10条第2項
第11条第2項

広島県土砂の適正処理に関する条例 第12条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第4号 (第14条関係)

土砂搬出完了(廃止)届出書

(略)

広島県土砂の適正処理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第5号 (第16条関係)

様式第6号 (第18条関係)

様式第7号 (第18条関係)

様式第8号 (第21条関係)

様式第9号 (第21条関係)

様式第10号 (第25条関係)

様式第11号 (第25条関係)

様式第12号 (第27条関係)

様式第13号 (第28条関係)

様式第14号 (第30条関係)

様式第15号 (第31条関係)

様式第16号 (第32条関係)

様式第17号 (第32条関係)

様式第18号 (第33条関係)

様式第19号 (第36条関係)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に広島県土砂の適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和七年広島県条例第三十一号）の規定による改正前の広島県土砂の適正処理に関する条例（平成十六年広島県条例第一号）第十六条の規定による許可を受けた土砂埋立行為であつて、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十条第四項又は第二十六条第四項の規定に基づく公示がされた際に当該許可に係る土砂埋立行為が完了されていないものの取扱いについては、第一条の規定による改正後の広島県地方機関の長に対する事務委任規則の規定及び第三条の規定による改正後の広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。